

2015 年 1 月 27 日

「LT会」会報第 15-01 号(総 150 号)

上海 LT コンサルティンググループ

国務院による税収関連優遇政策の見直し

国務院は 2014 年 12 月 9 日、「税収関連優遇政策の整理と規範化に関する通達」(国発[2014]62 号)を発布し、省級地方政府及び中央政府各部門に対し税収関連の優遇政策の全面見直しを指示した。これを受け、財政部は 2014 年 12 月 24 日、「国務院の税収関連優遇政策の整理と規範化を徹底実行するための若干事項に関する通達」(財預〔2014〕415 号)を省級地方政府財政部門に対し、先の国務院通達による政策実施に際しての具体的な対応方法を通知した。

外資企業を対象とした税収優遇政策は 2008 年の企業所得税法改正により中央政府レベルでは廃止されたが、地方政府の税収を原資とする優遇政策はその後も存続されてきた。今回の通達は地方政府の権限で実施された優遇税策に影響する可能性が高い。上記通達の内容とその影響について、下記の通りまとめたので参考とされたい。

1. 整理と規範化の対象

違法あるいは公平な競争に影響する政策として、税収優遇政策、非税優遇政策、企業が納める税収とリンクする財政優遇政策の 3 点が整理と規範化の対象とされている。

対象となる政策	具体的措置
税収優遇政策	1. 地方政府:関連法規によるものを除き、地域ごとに勝手に税収優遇政策を定めることを一律禁ずる。 2. 中央政府部門:国務院の認可を受けない限り、各部門が起草するその他の法律、法規、規則、発展計画及び地方政策はすべて具体的な税収優遇政策を定めてはならない。
非税優遇政策	1. 企業に対する行政事業性費用や政府基金を違法に免除或いは徴収猶予することを厳禁する。 2. 優遇価格或いは無償で土地を払い下げを厳禁する。 3. 国有資産、国有企業株及び鉱山資産等国有資源を低価格で払い下げを厳禁する。 4. 法律と国務院の規定に反して企業が負担すべき社会保険料を減免あるいは猶予することを厳禁する。
企業が納める税収とリンクする財政優遇政策	1. 国務院の許可なく、企業に財政優遇政策を定めてはならない。 2. 企業及びその出資者(または管理者)が納めた税金または他の上納金にリンクした財政支出優遇政策(徴収後還付、徴収相殺、財政奨励または補助、代理納付または補助支給等の形で土地払い下げ収入を減免する等を含む)を違法に定めたものは、これを取り消す。 3. その他優遇政策(企業に代わって社会保険料等経営コストを負担、水光熱費の優遇、財政奨励または補助等の形で他地域の企業を誘致或いは現地で納税させる等)、一部地方で実施している地方財政収入の全額留保又は増額還付等も逐次規範化する。

2. 整理の手順と今後の方針

(1) 国の法律法規に違反する優遇政策

2014 年 12 月 1 日から一律執行を停止し、通達発布を以て廃止する。

(2) 国の法律法規の妨げとならない優遇政策

存続させる必要があり、その理由を説明できるものは、暫時執行を継続するが、省級地方政府から財政部に報告し、財政部が審査確認取り纏め後国務院に特定報告として伺いを立て、国務院が審査決定した処理意見に基づいて執行しなければならない。その地区が存続させる意見を提出しないもの、あるいは国務院が承認しないものは、一律通達発布を以て廃止する。

2014 年 12 月 1 日以前に地方政府により実施された優遇政策は、企業と交わした契約、協議、覚書、会議会談議事録に至るまで、1 案件 1 協議の形式で遺漏なく地方政府財政門から上級財政部門に対し伺いを立てる。上級財政部門は、下級地方財政部門が届け出た整理案を審査し、2015 年 3 月 15 日までに検収作業を完了する。省級地方政府財政部門は省内の整理状況を 2015 年 3 月末までに財政部に報告する。

(3) 今後制定する税収優遇政策

統一的な政策制定権限に依拠して執行しなければならず、専門税収法律法規と民族区域自治法が規定する管理権限に依るものを除き、各地方政府が自ら税収優遇政策を制定することは一切認められない。

3. 企業に対する影響

企業にとって、税収関連優遇政策の整理と規範化はプラス、マイナス両方の影響があるものと考えられる。

プラスの影響	マイナスの影響
1. 政策が明確になり、グレーな規定によるリスクを回避できる。 2. 企業が自身の必要に応じて投資選択、長期発展でき、政府の圧力を減らすことができる。	1. 一部の優遇政策がなくなり、コストが増える。 2. これまで受けてきた優遇政策が如何に見直されるか、今後の対策がなお不明。

以上